

【幼稚園・認定こども園】

鹿児島県における処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件の取扱いについて
(鹿児島市除く)

1 研修受講要件に該当する研修について

以下の実施主体が行う、幼稚園教育要領等を踏まえて、教育及び保育の質を高めるための知識・技能の向上を目的で行う研修であって、平成29年4月1日以降に受講した研修（初任者を対象とする研修は対象外）とする。

- (1) 都道府県又は市町村（教育委員会を含む。以下同じ。）が実施する研修
- (2) 県が適当と認める幼稚園関係団体（認定こども園の場合は認定こども園関係団体及び保育関係団体を含む。以下同じ。）が実施する研修
- (3) 大学等（大学，大学共同利用機関，指定教員養成機関，指定保育士養成施設，その他免許状更新講習・免許法認定講習開設者。以下同じ。）が実施する研修
- (4) その他の県が適当と認める者が実施する研修（幼稚園及び認定こども園が企画・実施する園内研修）

2 対象者及び修了すべき研修時間

(1) 幼稚園

- ・ 中核リーダー：60時間以上（15時間以上のマネジメント分野の研修を含むこと。）
- ・ 専門リーダー：60時間以上
- ・ 若手リーダー：15時間以上（担当する職務分野に対応する研修を含むこと。）

(2) 認定こども園

- ・ 副主幹保育教諭：60時間以上（15時間以上のマネジメント分野の研修を含むこと。）
- ・ 専門リーダー：60時間以上
- ・ 若手リーダー：15時間以上（担当する職務分野に対応する研修を含むこと。）

※ 園内研修については、「中核リーダー・副主幹保育教諭」及び「専門リーダー」は15時間以内、「若手リーダー」は4時間以内の範囲で含めることができる。

※ 処遇改善等加算Ⅱ－①（人数A）の対象者で、4万円未満の改善額とされている者で「中核リーダー・副主幹保育教諭」及び「専門リーダー」として発令を受けている者は60時間以上の受講が要件となる。

※ 処遇改善等加算Ⅱ－②（人数B）の対象者で、5千円超4万円未満の改善額とされている者で「若手リーダー」として発令を受けている者は15時間以上の受講が要件となる。

3 対象研修と認定する修了認定時間について

(1) 県が適当と認める幼稚園関係団体が実施する研修

- ・ 確認書類：研修実施主体が発行した修了証等（研修実施主体が発行するシールを含む。）の写し
- ・ 修了認定時間：修了証等記載の時間数

(2) 免許状更新講習^{*1}

- ・ 確認書類：免許状更新講習に係る大学等が発行する更新講習修了証明書（履修証明書）^{*2}の写し
- ・ 修了認定時間：証明書記載の時間数

(3) 免許法認定講習^{*1}

- ・ 確認書類：免許法認定講習に係る大学等が発行する学力に関する証明書の写し
- ・ 修了認定時間：取得単位数×15時間

(4) 保育士等キャリアアップ研修

- ・ 確認書類：保育士等キャリアアップ研修修了証の写し
- ・ 修了認定時間：各分野15時間

(5) 園内研修

- ・ 確認書類：園内研修実施状況報告書
- ・ 修了認定時間：報告書記載の時間数の合計（「中核リーダー・副主幹保育教諭」及び「専門リーダー」は15時間以内、「若手リーダー」は4時間以内を上限）

※1 (2)(3)については、研修内容がマネジメント分野に該当することが県で確認できる場合は、対象の修了認定時間をマネジメント分野の時間として取り扱う。

※2 令和3年度時点で既に更新講習が修了済みで、更新講習修了証明書（履修証明書）の写しを保有していない場合は、以下の書類を全てを提出することでこれに代えられるものとする。

- ・ 更新講習修了確認証明書等の写し
- ・ 免許状更新講習の認定一覧の抜粋（文部科学省ホームページ掲載の当該一覧から、受講した講習を明示したもの）

なお、令和4年度以降の免許状更新講習については、更新講習修了証明書（履修証明書）の写しにより確認する。

4 研修受講要件の確認方法について

研修受講要件の必須化後は、処遇改善等加算Ⅱの申請時に以下の資料を提出することとする。

- (1) 施設が作成する研修受講履歴一覧
- (2) 研修修了の挙証書類（3の対象研修ごとの確認書類）

5 留意事項

(1) 都道府県又は市町村が実施する研修について

幼稚園教育要領（認定こども園においては、幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び保育所保育指針を含む。）等を踏まえて、教育の質（認定こども園においては「保育の質」を含む。）を高めるための知識・技能の向上を目的とした研修であって、修了証等により修了確認が可能なものに限る。

(2) 県が適当と認める幼稚園関係団体について

「処遇改善等加算Ⅱに係る研修の実施主体認定申請書」により県に申請し、認定を受ける必要がある。（今後、認定団体の一覧を、県ホームページに掲載する。）

(3) 保育士等キャリアアップ研修の取扱いについて

ア 幼稚園においては、保育士等キャリアアップ研修のうち乳児保育など保育所の内容に特化したもの以外であれば、加算に係る研修として認める。（「処遇改善等加算Ⅱ研修受講要件に係るFAQ」3-15）

イ 認定こども園においては、保育士等キャリアアップ研修の保育実践研修は令和元年度までに受講したものに限り有効な研修として取り扱う。（「処遇改善等加算Ⅱ研修受講要件に係るFAQ」2-4, 3-18）

ウ 保育士等キャリアアップ研修のマネジメント研修は、副主幹保育教諭及び専門リーダーに限り有効とする。（「処遇改善等加算Ⅱ研修受講要件に係るFAQ」3-18）

(4) 園内研修について

「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件について」（令和元年6月24日付け府子本第197号・元初幼教第8号・子保発0624第1号）で定める以下の要件に該当する園内研修について、加算に係る研修と認める。

- ア 研修の講師が、研修の内容に関して十分な知識及び経験を有すると知事が認める者^{※1}又は大学等に所属する者であること
- イ 研修の目的及び内容が明確に設定されていること。
- ウ 研修受講者が明確に特定されており、各園において研修修了の証明が可能であること。

認定こども園において、処遇改善等加算Ⅱの対象者が、園内研修の受講により、保育士等キャリアアップ研修時間の短縮を希望する場合は、保育士等キャリアアップ研修の受講前に別添「園内研修実施に伴う保育士等キャリアアップ研修受講免除申請書」に園内研修の修了証の写しと受講が修了した園内研修のテキスト・レジュメ等、研修の目的・内容が確認できる書類を添えて県に申請し、「園内研修実施に伴う保育士等キャリアアップ研修受講免除承認通知」の交付を受けること。

なお、「園内研修実施に伴う保育士等キャリアアップ研修受講免除承認通知」により、該当する保育士等キャリアアップ研修の分野・内容の研修時間の短縮を行うことができる期間は、園内研修実施日の属する年度を含め、5年間とする。

※1 知事が認める者は、免許状更新講習，免許法認定講習，保育士等キャリアアップ研修の講師経験者等とする。